議案第2号

長野・上越間ほか6区間の国土開発幹線自動車道 建設線の基本計画の一部変更について

平成21年4月

国 道 有 第 8 号 平成 2 1 年 4 月 2 7 日

国土開発幹線自動車道建設会議

会 長 殿

国土交通大臣 金子 一義

長野・上越間ほか6区間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更について

標記について、別紙1から別紙7のとおり決定したいので、国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、付議いたします。

付議する理由

国土開発幹線自動車道の建設に関する基本計画の一部を 別紙1から別紙6のとおり変更するため、国土開発幹線自 動車道建設法(昭和32年法律第68号)第5条第1項の 規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る 必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

長野・上越間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

長野・上越間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画 (昭和48年11月1日総理府告示第29号)の一部を次 のように変更する。

第6号中「東日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社又は東日本高速道路株式会社」に 改める。

木更津・富津間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

木更津・富津間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画 (平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ うに変更する。

第6号中「東日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及 び東日本高速道路株式会社又は東日本高速道路株式会社」に 改める。

郡上・南砺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

郡上・南砺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画 (昭和48年11月1日総理府告示第29号)の一部を次 のように変更する。

第6号中「中日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社」に 改める。

御坊・田辺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

御坊・田辺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画 (平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ うに変更する。

第5号中「西日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及 び西日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に 改める。

徳島・さぬき間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

徳島・さぬき間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画 (平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ うに変更する。

第6号中「西日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及 び西日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に 改める。

さぬき・高松間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

さぬき・高松間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画 (平成9年2月5日総理府告示第4号)の一部を次のように 変更する。

第5号中「国土交通大臣又は高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第一条に規定する会社」を「国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に改める。

長崎・大村間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

長崎・大村間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画 (昭和45年6月18日総理府告示第22号)の一部を次 のように変更する。

第6号中「西日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及 び西日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に 改める。